

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月24日

大阪航空局長 塩田 昌弘

1. 当該招請の主旨

本業務は、管内特定飛行場(松山・高知・福岡・大分・宮崎・鹿児島・那覇)の場内及び空港周辺に設置された各装置が正常かつ円滑に動作するよう機能を維持し、正常なデータを取得するために装置の点検及び調整を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な要件を有している法人等(以下「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすものがある場合にあつては、一般競争における発注方法に移行する予定である。

2. 業務概要

- (1)業務名 令和8年度 特定飛行場航空機騒音測定局保守等作業
- (2)業務内容 管内特定飛行場(松山・高知・福岡・大分・宮崎・鹿児島・那覇)の場内及び空港周辺に設置された各装置が正常かつ円滑に動作するよう機能を維持し、正常なデータを取得するために装置の点検及び調整を行うものである。
- (3)履行期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までとする。

3. 業務目的

本業務は、管内特定飛行場の場内及び空港周辺に設置された、航空機騒音測定局、離着陸滑走路判定装置、航空機騒音音源探査識別装置の正常な稼働を維持するために点検作業を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- [1] 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- [2] 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- [3] 大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付 空経第386号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- [4] 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。)
- [5] 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- [6] 特定法人等及び参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

[7] 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本作業にあたって、「令和8年度 特定飛行場航空機騒音測定局保守等作業」仕様書の内容を理解し、作業項目ごとに内容を明記できること。

(3) 業務執行体制に関する要件

[1] 契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

[2] 実施体制(人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制)を明示できること。

[3] 本作業を実施するために必要な、当該機器の製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けていること。詳細は、公募説明書による。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8559大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

(TEL) 06-6937-2708

(MAIL) cab-osakakeiyaku@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年2月24日(月)から令和8年3月6日(金)まで

交付方法については、(1)に問い合わせること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年3月9日(月) 14時00分まで (1)に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 令和07・08・09年度国土交通省(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までには公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていないなければならない。

(4) 詳細は説明書による。